

令和4年度開催安全関係講習会受講希望調査票 提出期限:12月24日(金)

令和4年度の安全関係の講習会等について、4月～7月の開催検討をしますので、受講希望者数を太枠内に記入してください。なるべく確実な受講希望者数の御記入を頂きますようお願いいたします。
この調査を参考に、それぞれの講習会の開催を検討し、後日改めて日程決定後の「受講希望調査票」をFAX送信します。
なお、参加希望人数が少ない講習会については、開催出来ない場合もありますのでご了承下さい。

令和 3年11月30日 □建災防静岡県支部所属□□

事業所所在地	〒 _____		◆太枠の中の必要事項について、ていねいにご記入をお願いします。
事業所名			
担当者氏名 *フルネーム・フリガナ要			※建災防静岡県支部所属について
電話番号 *日中の連絡先・携帯電話可	-	-	・袋井分会 / () 分会
FAX	-	-	・支部直接会員 ・未所属

※③⑤⑥⑬の講習は、建災防静岡県支部主催の講習。支部主催の講習会は、受講者20名以上で開催のため、希望人数が少ない場合は開催が出来ません。

No.	講習会名 技能講習・特別教育等	受講資格等・参考事項等	令和4年度 受講希望者数
1	刈払機取扱い作業 安全衛生教育(6H)	草刈機を使用する仕事を請負う場合はこの教育を受けた有資格者が実施のこと。 満18歳以上。修了証…分会発行	名
2	足場の組立て等の業務に係る特別教育(6H)	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務は特別教育を必要とする業務(H27.3.改正・7適用)。 作業主任者技能講習を受講する場合は、この特別教育を受講し、修了証が必要。 満18歳以上。	名
③	建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修(3.5H)	建設業の現場作業に従事する方に熱中症予防の為の指導を行う者。この研修の修了者は「作業員のための熱中症予防教育(2H)」の講師が出来る。現場の監督員や現場代理人におすすめ。修了証…支部当日発行	名
4	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育「全コース」(6H)	高さが2m以上の箇所において、作業床設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)は、特別教育が必要になりました。この一部改正は平成31年2月から施行及び適用。 満18歳以上。未経験者受講可。実技あり(フルハーネス型墜落防止制止器具各自持参のこと)。	名
⑤	職長・安全衛生責任者教育(リスクアセスメントを含む)(14H)	職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者等を対象。職長教育及び安全衛生責任者教育を統合したもの。平成18年4月から新カリキュラム。職長教育のみ修了者に受講を勧奨。 ※満20歳以上の職長としてふさわしい方。 下請関係の現場監督にも参加を勧奨。大手現場必須。修了証…支部当日発行	名
⑥	職長・安全衛生責任者能力向上教育(5H40分)	平成29年2月から新カリキュラム。平成18年4月以降に職長・安全衛生責任者教育(14H)の修了後、概ね5年経過した者対象。3年以上経過で受講可。 下請関係の現場監督にも参加を勧奨。大手現場必須。修了証…支部当日発行	名
7	足場の組立て等作業主任者技能講習(13H)	満18歳以上において、その作業に3年以上従事した経験を有する者(R4年3月末現在)で、足場の組立て等の業務に係る特別教育(6H教育)修了者。 H29.6末までの経験3年⇒受講可。H29.7以降は特別教育受講必須。事業主証明要。	名
8	足場の組立て等作業主任者能力向上教育(6H)	足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者。足場の組立て等作業主任者技能講習修了証必須。下請関係の現場監督にも参加を勧奨。大手現場必須。	名
9	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習(13H)	満18歳以上において、その作業に3年以上従事した経験を有する者。(R4年3月末現在)。事業主証明要。	名
10	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習(17H)	満18歳以上において、掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削作業、土止支保工の切ばりの作業に3年以上従事した経験を有する者。(R4年3月末現在)。事業主証明要。	名
11	現場管理者統括管理講習(7H)	元請事業者は、統括安全衛生責任者を選任しなければならない現場も、中小規模の建設現場もすべて含めて、統括管理が義務付け。 事業主、現場代理人、現場監督者、現場監督員及びこれから現場代理人等になれる方。	名
12	施工管理者等のための足場点検実務者研修(4H)	足場の点検、足場の組立て・変更時の点検実施者養成。満18歳以上で当該業務に3年以上の経験を有する者。足場の特別教育は修了していなくても受講可。事業主証明要。	名
⑬	安全衛生推進者(初任時)能力向上教育(7H)	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、安全衛生推進者を選任し、安全衛生業務にあたらせることが義務付け。新たに安全衛生推進者に選任された方、既に選任されている方が対象。事業主証明要。修了証…支部当日発行	名